

第6章

藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組

第6章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組

1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針

藤沢郷土資源の保存・活用に関するこれまでの取組や課題を踏まえ、本計画における将来像や基本目標を実現するため、13の方針を定め、取組を進めます。

表11 課題と方針一覧

課題	方針
課題1 藤沢郷土資源の把握調査が不十分	方針1 藤沢郷土資源の把握調査を推進する
課題2 藤沢郷土資源の現状確認が必要	方針2 藤沢郷土資源の現状を確認する
課題3 収蔵資料の整理が不十分	方針3 収蔵資料の整理を推進する
課題4 藤沢郷土資源に関する情報発信の強化が必要	方針4 藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する
課題5 藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を防ぐことが必要	方針5 藤沢郷土資源の保存・管理を推進する
課題6 藤沢郷土資源の維持管理に関する所有者等の負担が大きい	方針6 藤沢郷土資源の所有者等の負担軽減を図る
課題7 藤沢郷土資源に関する収蔵環境の整備が必要	方針7 藤沢郷土資源の収蔵環境を整備する
課題8 藤沢郷土資源の防火・防災体制の強化が必要	方針8 藤沢郷土資源の防火・防災体制を強化する
課題9 藤沢郷土資源を継承する担い手の不足	方針9 藤沢郷土資源の新たな担い手を育成する
課題10 藤沢郷土資源を活用した展示が不十分	方針10 藤沢郷土資源を活用した展示を推進する
課題11 歴史的建造物の適切な活用が必要	方針11 歴史的建造物の適切な活用を推進する
課題12 藤沢郷土資源を活用したにぎわいの創出が不十分	方針12 藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出する
課題13 藤沢郷土資源に関する連携が必要	方針13 藤沢郷土資源に関する連携を強化する

2 取組の考え方と重点取組

藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像や三つの基本目標を実現するため、13の方針に基づいた取組を推進していきます。取組の推進にあたって、市費・県費・国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間資金等を活用していきます。そこで、本計画において実行する主な取組について、重点取組、取組内容、実施主体、実施期間を掲載します。

(1) 重点取組

主な取組のうち、次のいずれかに該当するものを重点取組とし、「★」を付しています。

- ア 藤沢郷土資源を取り巻く状況等において、緊急性の高いもの
- イ 国庫補助金等を活用し、戦略的に取り組むべきもの

(2) 実施主体

実施主体は、以下の表に示すとおりに整理しています。なお、必要に応じて表中に示されていないその他の主体とも連携・協力しながら取組を実施していきます。

表12 実施主体凡例

種 別	定 義	
◎：主体者	取組の具体的な内容の検討や財源の確保など、取組の中心となって推し進め、目標の達成をめざす者	
○：協力・参加者	取組の実施に向けて、主体者との連携・協力・支援等を行い、目標の達成をめざす者	

種 別	表 記	定 義
行政機関	行政	郷土歴史課をはじめとした本市の各部署及び神奈川県
所有者・管理者	所有	藤沢郷土資源を所有・管理する個人や団体
市民	市民	藤沢郷土資源が所在する地域に住む個人や団体、ボランティア等
関係団体	団体	藤沢郷土資源の保存・活用に参画する市民団体や民間企業等
教育機関等	教育	藤沢郷土資源や歴史や文化について学ぶ機会を提供する教育機関及び研究機関

3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する取組

(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」に関する取組

方針1 藤沢郷土資源の把握調査を推進する

書跡・典籍、歴史資料など、現在までに知られていない藤沢郷土資源を対象とした把握調査の手法を検討し、市民や団体等と連携して把握調査を行っていきます。そして、調査によって新たな藤沢郷土資源を把握した際は、必要に応じて詳細調査を行うなど、適宜対応を行います。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実 施 期 間
				行政	所 有	市 民	団 体	教 育	
1-1		把握調査の手法の検討	追加調査が必要な書跡・典籍や歴史資料等の把握調査を実施するため、市民や団体等と協働で行う把握調査の手法の検討を進めています。	◎	○	○	○		R8-15
1-2		新たな藤沢郷土資源の把握	新たな藤沢郷土資源を把握した際は、必要に応じて詳細調査を行うなど、適宜対応を行います。	◎	○	○	○		R8-15

方針2 藤沢郷土資源の現状を確認する

藤沢郷土資源を未来へつないでいくため、未指定文化財も含めたあらゆる藤沢郷土資源に対する継続的な現況調査を行います。加えて、指定・登録文化財の所有者、管理者に向けたアンケート調査や埋蔵文化財を保護するための遺跡発掘調査を実施し、現状確認に努めます。

そのほか、本市の歴史や文化に関する調査研究を進め、図書の刊行等により、情報を発信していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1	★	継続的な現況調査の実施	市内に所在するさまざまな藤沢郷土資源に対して、これまでに把握している記録をもとに、必要に応じて所有者や管理者を確認のうえ、現況調査を行います。経年変化など、藤沢郷土資源の保存状況を確かめながら、その変化の有無に関係なく記録簿を作成します。	◎	○	○		○	R8-15
2-2		所有者等へのアンケート調査の実施	指定・登録文化財を中心に、所有者等に対して保存や活用、その他意見を集約するためにアンケート調査を実施します。	◎	○				R8-15
2-3		市内遺跡発掘調査の実施	市内に所在する遺跡の保存を図るために、適切に確認調査や発掘調査を行い、記録を作成していきます。	◎					R8-15
2-4		調査研究の推進	専門知識を有する研究者や本市学芸員により、本市の歴史や文化に関する調査研究を進めます。また、それらを基に図書の刊行等により、情報を発信していきます。	◎				○	R8-15

方針3 収蔵資料の整理を推進する

本市が収蔵する資料について、未整理資料の整理を含めた継続的な資料整理を推進し、データベースを構築することで、把握した情報や調査成果の効果的な提供や発信に努めます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
3-1		継続的な資料整理	本市が収蔵する資料について、未整理資料の整理を行うなど、継続的な資料整理を推進します。	◎		○			R8-15
3-2		データベースの構築	資料等のデータベースを構築し、効果的な情報提供や情報発信に努めます。	◎					R8-15

方針4 藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する

藤沢郷土資源に対して多くの方に関心を持ってもらえるよう、ホームページに掲載する内容の充実と機能性向上を図り、SNS や市広報紙等での情報発信を強化していきます。

また、本市の歴史や文化、藤沢郷土資源等に関する講座や講演会等を開催し、普及啓発を図ります。

さらに、説明板や案内マップ等の整備や遺跡発掘調査説明会を行い、現地での情報発信も強化していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
4-1		ホームページの充実	電子博物館みゆネットふじさわや市ホームページに掲載する内容の充実や機能性向上を図ります。	◎	○		○		R8-15
4-2		SNSによる情報発信の強化	藤沢郷土資源の情報や魅力をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信の強化を進めています。	◎	○	○	○	○	R8-15
4-3		広報ふじさわを活用した情報発信	本市広報紙である「広報ふじさわ」を活用し、藤沢郷土資源の持つ魅力や価値を発信していきます。	◎	○		○		R8-15
4-4		講座・講演会等の開催	本市の歴史や文化、また藤沢郷土資源等に関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎	○		○	○	R8-15
4-5		説明板や案内マップ等の整備	市内各地に設置している文化財説明板の修繕や更新を適宜進めていきます。 また、藤沢郷土資源に関する案内マップ等の作成を検討していきます。	◎		○			R8-15
4-6		遺跡発掘調査説明会の開催	発掘調査の成果を地域住民等に向け発信するため、発掘調査の現場説明会を開催していきます。	◎					R8-15

(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」に関する取組

方針5 藤沢郷土資源の保存・管理を推進する

本市にとって重要な藤沢郷土資源について、指定や登録等の必要な措置を講じ、指定後は適切に維持管理ができるよう指導や助言を行います。

また、藤沢郷土資源の保存や修理の措置が必要となった場合は、所有者や管理者が専門の技術者、団体に速やかに相談できる体制を構築します。

そして、藤沢郷土資源の滅失や無秩序な現状変更を防ぐため、手続きの周知を徹底します。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
5-1		指定・登録の推進	本市にとって重要な藤沢郷土資源については、調査を実施したうえで、指定・登録等に向けた取組を行っていきます。 また、未指定の藤沢郷土資源については、本市独自の新たな登録制度の創設を検討します。	◎	○				R8-15
5-2		維持管理の推進	指定等文化財においては、適切に維持管理がされるよう指導や助言を行っていきます。	◎	○				R8-15
5-3		相談体制の構築	藤沢郷土資源に修理等の措置が必要な場合には、所有者や管理者が専門の技術者、団体に速やかに相談できる体制を構築します。	◎	○				R8-15
5-4		文化財保護法等に係る手続きの周知	藤沢郷土資源の滅失や無秩序な現状変更を防ぐため、引き続き文化財保護事務を適切に実施し、手続きの周知を徹底します。	◎	○				R8-15

方針6 藤沢郷土資源の所有者等の負担軽減を図る

市指定文化財等の所有者や管理者が、維持管理や活用及び修理等を行う際には、補助金を交付し、継続的な支援を行っていきます。加えて、国や県、民間事業者が行っている助成制度を活用するとともに、クラウドファンディングなど新たな支援策の検討も行っていきます。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
6-1		市指定文化財等に対する補助金等の交付	藤沢市指定重要文化財等の所有者や管理者に対して補助金等を交付し、継続的な支援を行います。	◎	○				R8-15
6-2	★	国・県等による助成制度の活用	国や県、民間事業者が行っている助成制度を積極的に活用します。	◎	○				R8-15
6-3		新たな支援策の検討	クラウドファンディングや助成制度の拡充など、新たな支援策の検討を行います。	◎	○				R8-15

方針7 藤沢郷土資源の収蔵環境を整備する

適切な収蔵環境を確保するとともに、今後も継続して藤沢郷土資源を保存し、効率的かつ一元的に収蔵資料を管理するため、新たな収蔵庫を整備していきます。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
7-1	★	新たな収蔵庫の整備	適切な収蔵環境を確保するとともに、今後も増加する収蔵資料の保管場所を確保するため、新たな収蔵庫を整備していきます。	◎					R8-15

方針8 藤沢郷土資源の防火・防災体制を強化する

防火対策を推進するため、消防訓練を実施するとともに、所有者や管理者向けに防火対策ガイドラインを作成し、研修会を行っていきます。

また、災害発生時における各主体の役割を整理するとともに、大規模災害に備えた事前の安全対策や発災時の連携体制の構築等を図り、速やかに対処できるように進めています。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
8-1		消防訓練の実施	文化財防火データに合わせた消防訓練を実施するなど、所有者等の防火意識の向上を図ります。	◎	◎				R8-15
8-2	★	防火対策ガイドラインの作成	国が作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考に、藤沢郷土資源に関する防火対策ガイドラインを作成します。	◎					R8-15
8-3		所有者等へ向けた研修会の検討	作成した「防火対策ガイドライン」に関する周知・徹底を図るため、藤沢郷土資源の所有者等を対象とした研修会の開催を検討していきます。	◎	○				R8-15
8-4	★	災害発生時の役割の整理	災害が発生した際には、発災直後から復旧完了までの間に行政機関及び所有者等が連携できるよう、各主体の役割を整理します。	◎	◎				R8-15
8-5		大規模災害に備えた保存や安全対策の検討	大規模災害に備えた藤沢郷土資源の保存や安全対策について、所有者等を対象に周知・啓発を行います。	◎	◎				R8-15
8-6	★	大規模災害発生における連携体制の構築	大規模災害が発生した際には、状況に応じて文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県に要請するとともに、近隣市町村とも連携し相互に必要な支援を行えるよう体制の構築を図ります。	◎					R8-15

方針9 藤沢郷土資源の新たな担い手を育成する

藤沢郷土資源の後継者不足対策として新たな担い手を育成するために、学校教育や地域活動などで藤沢郷土資源や歴史や文化に触れる機会を創出し、若年層自らが歴史や文化を支える担い手となれるよう人材育成を行っていきます。

また、無形の民俗文化財の活動支援、市民ボランティアの育成、文化財保護推進員の機能強化、及び市民団体との協働等を推進し、地域に根差した取組を強化することで、地域社会全体で新たな担い手を育成していきます。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
9-1		小学校での出前授業等の実施	教育委員会と協力しながら、小学校の地域学習と連携し、身近な地域の伝統行事を知り藤沢郷土資源の大切さと郷土愛を学ぶ機会を設けることをめざします。また、小学校を訪問するだけでなく、遺跡での校外学習や、わかりやすいパンフレット等の作成により、身近な歴史・文化に触れる機会を創出していきます。	◎				◎	R8-15
9-2		学習指導要領に沿った教材製作の検討	教育委員会と協力しながら、学習指導要領に沿った内容で、藤沢郷土資源やそれにともなう地域の歴史、風土について学ぶ教材の製作、または資料提供を積極的に進めていきます。	◎				○	R8-15
9-3		教職員に向けた研修会の実施	教職員を対象とした藤沢郷土資源の保存・活用に関する研修等を実施していきます。	◎				○	R8-15
9-4	★	無形の民俗文化財の活動支援	歴史ある民俗芸能・行事が将来にわたって継続できるよう、それらを継承する保存会の活動を支援していきます。	◎	○	○	○		R8-15
9-5		ボランティアの育成	民俗資料整理ボランティアの育成を継続して行い、規模の拡大と内容の充実に努めます。	◎		○			R8-15
9-6		文化財保護推進員の機能強化	各地区にある藤沢郷土資源やそれにまつわる民俗資料の調査、記録などの取組を推進していくため、文化財保護推進員の機能強化を図ります。	◎		◎			R8-15
9-7		市民団体等との協働	各地域に所在しさまざまな活動を行っている団体等と協働し、地域に根差した取組の強化を行っていきます。	◎	○	○	○		R8-15

(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」に関する取組

方針10 藤沢郷土資源を活用した展示を推進する

藤沢郷土資源の魅力や価値を伝え、市民等が藤沢郷土資源を身近に感じられるよう、適切な展示環境を確保し、藤沢郷土資源を活用した展示を実施するとともに、デジタル技術を活用した新たな公開方法も検討していきます。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実 施 期 間
				行政	所有	市民	団体	教育	
10-1	★	適切な展示環境の確保	「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）」において複合化される常設展示室（市民ギャラリー）等において適切な展示環境を確保していきます。 また、藤沢市藤澤浮世絵館については、適切な展示環境を確保するため、今後のあり方を検討していきます。	◎					R8-15
10-2		藤沢郷土資源を活用した展示の実施	常設展示室（市民ギャラリー）や藤沢市藤澤浮世絵館、郷土資料展示室等において、歴史資料の公開を行います。	◎	○	○	○	○	R8-15
10-3		新たな公開方法の検討	バーチャル展示の充実・強化を図るなど、デジタル技術を活用した新たな公開方法を検討していきます。	◎			○		R8-15

方針11 歴史的建造物の適切な活用を推進する

歴史的建造物の価値や魅力を伝えるため、歴史的建造物の活用を継続して実施するとともに、新たな活用方法等について検討していきます。

No.	重 点 取 組	主な取組	取組内容	実施主体					実 施 期 間
				行政	所有	市民	団体	教育	
11-1		歴史的建造物の活用	旧小池邸（市指定）で行われている古民家活用事業や有田家住宅（国登録）の活用事業など歴史的建造物の活用を継続して取り組んでいきます。	◎	◎	○	○	○	R8-15
11-2	★	保存活用計画の作成支援	国登録有形文化財については、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点から効果的な取組が進められるよう保存活用計画の作成を支援していきます。	◎	○				R8-15
11-3		歴史的建造物の新たな活用方法等の検討	歴史的建造物が有する歴史的価値を活かし、ビジネス手法を取り入れた新たな活用方法や、活用に向けた規制緩和等を検討していきます。	◎	○		○		R8-15

方針12 藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出する

旧東海道藤沢宿において、旧東海道藤沢宿街のみ継承地区として魅力あるまちづくりに取り組むとともに、藤沢市ふじさわ宿交流館を運営することで、にぎわいの創出や周辺地域の活性化に継続して取り組んでいきます。

また、史跡の整備や文化財ハイキングコースの活用検討にも取り組み、藤沢郷土資源の価値を保ちながら魅力を顕在化させたうえで、複数の藤沢郷土資源を共通するテーマや地域ごとにストーリーを設定して関連付け、観光誘客の強化を図ります。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
12-1		藤沢市ふじさわ宿交流館の運営	藤沢市ふじさわ宿交流館を運営し、旧東海道藤沢宿の歴史や文化と触れ合う場を提供するとともに、人々の交流を推進することにぎわいの創出に寄与します。	◎			◎		R8-15
12-2		藤沢宿街なみ継承地区における街なみ修景等	旧東海道藤沢宿街なみ継承地区内の歴史的建築物の保全及び外構等の修景を支援することにより、良質な街なみの形成を図ります。	◎	○				R8-15
12-3		藤沢宿街なみ継承地区における商業の活性化	旧東海道藤沢宿街なみ継承地区において、歴史を感じさせる雰囲気や地区の回遊性の向上に資する商業店舗を開店する事業者を支援することなどにより、商業活性化を図ります。	◎			○		R8-15
12-4		史跡の整備	市指定史跡の持つ魅力をより視覚的に際立たせ、史跡への理解と集客性を高めるため、説明板の設置や遺構の復元などの整備を検討していきます。	◎					R8-15
12-5		文化財ハイキングコースの活用検討	既存の文化財ハイキングコース上にある藤沢郷土資源の現状調査等を行うなど、ハイキングコースの更新や新たな活用方法の検討を行っていきます。	◎		○			R8-15
12-6		観光誘客の強化	藤沢郷土資源やそれらを一体的に捉えた関連文化財群を活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎	○		○		R8-15

方針13 藤沢郷土資源に関する連携を強化する

藤沢郷土資源に関するさまざまな取組を発表する「文化財フォーラム」の開催を検討します。「文化財フォーラム」では、藤沢郷土資源に関する普及啓発を図るだけでなく、日頃から活動する行政機関や所有者等、市民、関係団体、教育機関等が一堂に会し、互いの活動を理解することで、各主体による関係性を構築します。

また、近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、藤沢郷土資源の活用促進を図ります。

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
13-1		文化財フォーラムの開催	藤沢郷土資源の保存と活用に関する普及啓発を図るとともに、さまざまな主体による取組を発表することで、活動の支援と各主体の関係性づくりを図ることを目的に、文化財フォーラムの開催を検討します。	◎	○	○	○	○	R8-15
13-2		近隣自治体等との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、藤沢郷土資源の活用を促進していきます。	◎		○	○		R8-15

第7章

ふじさわ歴史ストーリー

第7章 ふじさわ歴史ストーリー

1 ふじさわ歴史ストーリー設定の考え方と目的

本市には、有形・無形、指定・未指定を問わず多種多様な藤沢郷土資源が分布しています。これらは本市に成り立ってきた豊かな歴史文化を形作るとともに、暮らしてきた人々の生活や起こった出来事を正しく理解するには必要不可欠なものであります。

そうした藤沢郷土資源の中には個々に見るだけではその価値を理解することが難しいものも多く存在しています。しかし、それらの藤沢郷土資源について、歴史文化の特徴を踏まえ一定のまとまりとして捉えることで、歴史や文化を正しく把握することができ、相互に結び付いた藤沢郷土資源の多面的な価値や魅力を再発見することができます。加えて、新たな藤沢郷土資源の保存・活用の取組につながるなど、多様な可能性を秘めていると考えられます。

ここでは、藤沢郷土資源に前述の歴史文化の特徴によるストーリー性を持たせた「ふじさわ歴史ストーリー※」を設定します。ストーリーに基づき藤沢郷土資源を活かした調査や普及啓発を進めていくことで、身近な藤沢郷土資源に対する地域の理解が深まるとともに、まちづくりや地域活性化の推進につなげていきます。

ただし、本計画では四つのふじさわ歴史ストーリーを挙げましたが、設定するストーリーによっては、また新たなふじさわ歴史ストーリーが想定されます。今後も関係団体や地域の方々と協働し、さらなるふじさわ歴史ストーリーを設定していきます。

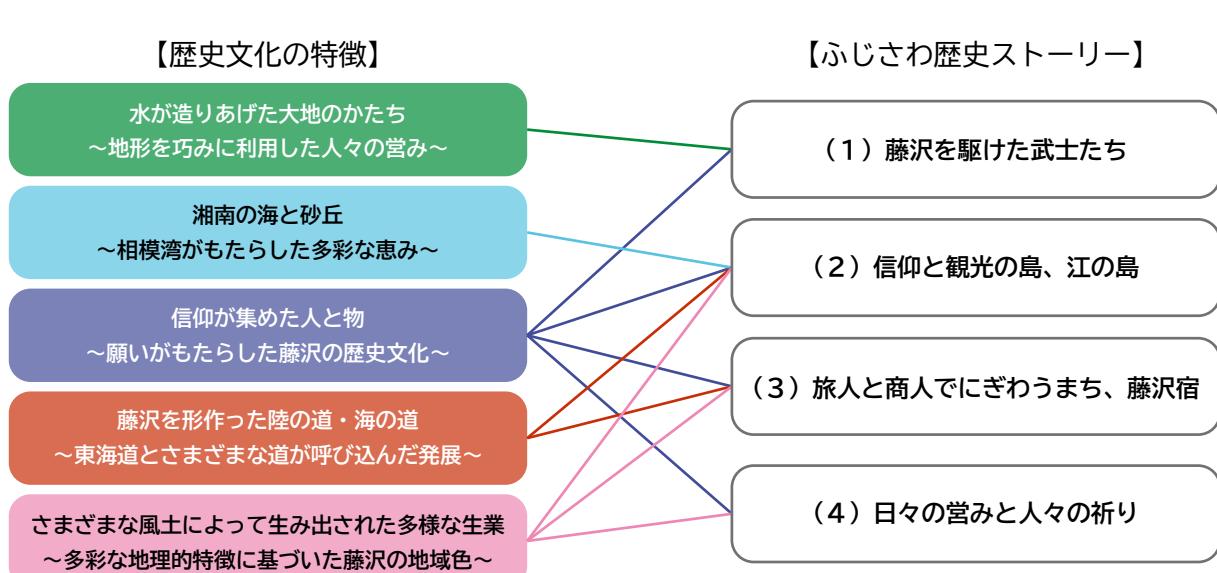


図19 歴史文化の特徴とふじさわ歴史ストーリーのつながり

※ふじさわ歴史ストーリー

…「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」における関連文化財群に相当するもの。

2 ふじさわ歴史ストーリーと構成要素

(1) 「藤沢を駆けた武士たち」

概要

藤沢市域では中世に多くの武士が活躍しました。鎌倉党をはじめとする武士の活動は、市内各地に遺跡として残り、地名や伝承からは彼らにゆかりを求める人々の思いも感じられます。清浄光寺（遊行寺）の草創と発展は、武士との深いつながりがあります。戦国時代前期の山城である大庭城跡には、現在も堀や土塁の跡が残り、周辺に残る地名や伝承とともに、当時の様子を今に伝えています。

■鎌倉党と藤沢

大庭御厨は、鎌倉景政による立券以降、和田合戦の頃まで鎌倉党の武士が治めました。鎌倉景政にゆかりが深い村岡には、彼にまつわる伝承が多く残り、宮前などに点在する御靈神社は景政を祀っています。また、二伝寺に「村岡三代の塚」と呼ばれる宝篋印塔3基があり、これらは平良文から連なる村岡平氏の墓と伝えます。

また、武士と仏教は切り離せないものです。宮前で出土した常滑窯の広口壺は、12世紀後半の経塚に埋納された経典の外容器で、梶原景時やその子息たちとの関係が考えられます。また、養命寺の本尊である木造薬師如来坐像（国指定）は、大庭景義（懐島景能）の嫡男である大庭景兼の守護仏であったといわれています。

■大庭御厨の領域

大庭御厨の推定領域は、伊勢神宮との関わりを感じられるものが多くあります。城南の大庭引地遺跡で、伊勢地域で製作された土鍋が出土しました。中国の南平茶洋窯産の天目茶碗も出土し、大庭御厨に関する人物が周辺で生活していた可能性があります。また、大庭周辺に分布する神明社も伊勢神宮との関係がうかがえます。一方、境川沿いに分布するサバ神社は源義朝にゆかりがあり、義朝の鵠沼濫行事件などとともに、大庭御厨と鎌倉との境界の様子を伝えます。

■武士にまつわる地名と伝承

大庭には、大庭景親をはじめとする武士に関わる地名や伝承が多く残っています。「城下（たてした）」の「城」は「館」が転化したもので、周辺に武士の居館があったことを示します。「隠里」は大庭景親の館があったとの伝承が残り、ゴルフ場の開設前は館の痕跡が残っていたとの記録があります。同じ隠里の宗賢院に伝わる茶釜は、大庭景親の陣釜と伝えられますが、実際には室町～戦国時代のものです。また、藤沢の「六本松」は、鎌倉入りをめざす源頼朝と大庭景親が戦った古戦場との伝承が残ります。

■清淨光寺と藤沢敵御方供養塔

香海は時宗の遊行四世で、鎌倉党の一員である俣野氏の出身です。香海は、兄の俣野景平の寄進を受け、1325年（正中2年）に清淨光寺（遊行寺）を創建しました。室町時代に、足利氏や上杉氏などの武士の信仰を集め、勢力を広げました。清淨光寺の境内に、藤沢敵御方供養塔という石塔があります。これは、上杉禪秀の乱の勃発から2年後の1418年（応永25年）に、戦乱の犠牲者を両軍・人馬問わず弔ったもので、日本最古の怨親平等碑とされます。その後、小田原北条氏の時代に清淨光寺は戦火により焼失し、徳川家の保護のもと、1607年（慶長12年）に再興しました。このように、清淨光寺と武士は創建以来さまざまなかたちで、深いつながりがあります。

■扇谷上杉氏と大庭城

15世紀後半の藤沢市域は扇谷上杉氏が治めました。その拠点として、扇谷上杉氏が大庭に築いた要害が、大庭城です。大庭城は現在、大庭城址公園として保存されており、縦横に巡る堀や土塁などの防御施設は、往時の威容を偲ばせます。大庭城跡は複数回にわたる発掘調査により、主郭跡で建物跡と炭化米が、西側斜面で帯曲輪が発見されています。また、東側の斜面に、大手道と考えられる地形が今も残っています。大庭には、城に関わる地名が多く残ります。「城山」・「裏門」・「二番構」のほか、「表郷」・「門先」は大庭城の大手側を示します。

■伝承の中の大庭城

大庭城は、1512年（永正9年）に伊勢宗瑞に攻め落とされ、その後廃城となりました。時は流れて江戸時代になると、人々の城の記憶は薄れましたが、大庭城にまつわる伝承は多く残っています。その一つが舟地蔵伝承で、ゆかりの舟地蔵は、現在も大庭に所在しています。その他、大庭城を攻める際に伊勢宗瑞が築いた人工の山とされる築山や、大庭城を守る武将の屋敷と彼らが守る堰が近くにあったとされる将監稻荷、戦死した扇谷上杉方の武将らの首を祀ったとされる首塚、大庭城の見張り台と伝わる六国物見塚など、いずれも扇谷上杉氏と伊勢宗瑞に関わる伝承が残されています。

「藤沢を駆けた武士たち」を構成する藤沢郷土資源

No.	名称	種類	指定等の状況
1	木造薬師如来坐像	有形文化財	美術工芸品（彫刻） 国指定
2	藤沢敵御方供養塔	記念物	遺跡 国指定
3	大庭城跡	記念物	遺跡 市指定
4	大庭の舟地蔵伝承地	記念物	遺跡 市指定
5	大庭城跡出土遺物	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 未指定
6	大庭御厨推定領域内の遺跡からの出土遺物	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 未指定
7	経塚外容器	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 未指定
8	舶載天目茶碗	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 未指定
9	茶釜	有形文化財	美術工芸品（歴史資料） 未指定
10	村岡三代の塚	記念物	遺跡 未指定
11	大庭御厨	記念物	遺跡 未指定
12	養命寺	記念物	遺跡 未指定
13	宗賢院	記念物	遺跡 未指定
14	二伝寺	記念物	遺跡 未指定
15	神明社	記念物	遺跡 未指定
16	御靈神社	記念物	遺跡 未指定
17	サバ神社	記念物	遺跡 未指定
18	三日月井戸	その他	伝承 未指定
19	兜松	その他	伝承 未指定
20	矢竹稻荷	その他	伝承 未指定
21	片目のどじょう	その他	伝承 未指定
22	舟地蔵伝承	その他	伝承 未指定
23	築山	その他	伝承 未指定
24	将監稻荷	その他	伝承 未指定
25	首塚	その他	伝承 未指定
26	六国物見塚	その他	伝承 未指定
27	領家	その他	地名 未指定
28	古館	その他	地名 未指定
29	城下	その他	地名 未指定
30	隠里	その他	地名 未指定
31	六本松	その他	地名 未指定
32	城山	その他	地名 未指定
33	表郷	その他	地名 未指定
34	門先	その他	地名 未指定
35	裏門	その他	地名 未指定
36	二番構	その他	地名 未指定



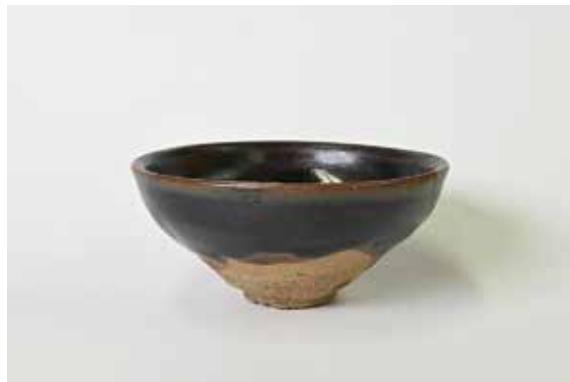
No. 1 木造薬師如来坐像
(養命寺)



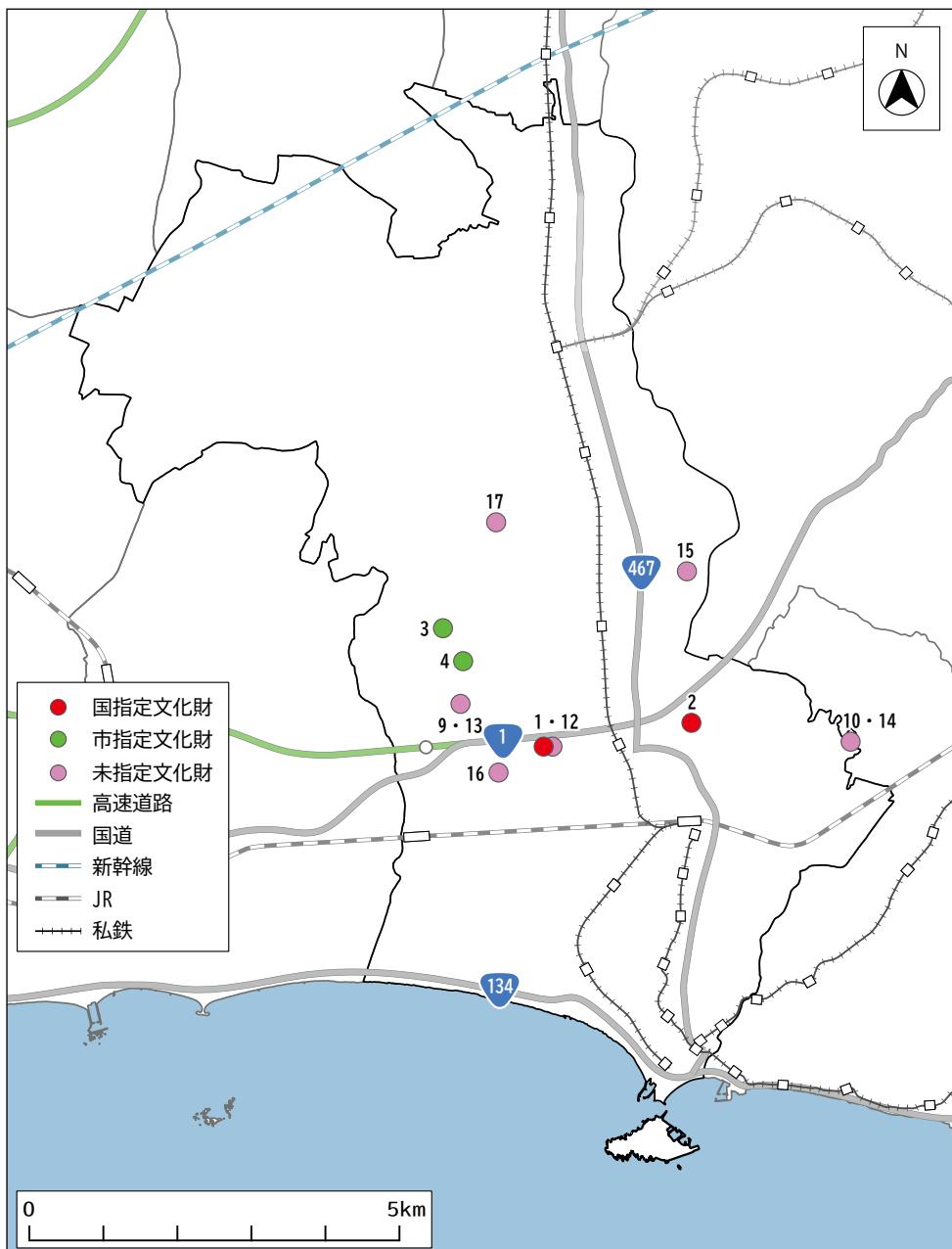
No. 3 大庭城跡



No. 4 大庭の舟地蔵伝承地



No. 8 船載天目茶碗（大庭引地遺跡）



※図中の番号は、前表の番号と一致します。場所が特定できるもののみを掲載しています。

図20 「藤沢を駆けた武士たち」を構成する藤沢郷土資源分布図

(国土数値情報〔行政区域、重要物流道路、鉄道〕を加工して作成)

「藤沢を駆けた武士たち」に関する課題・方針

課題						
<p>◆武士にゆかりの藤沢郷土資源について、魅力が十分に認知されていません。</p> <p>◆大庭御厨や大庭城跡について適切な評価を進めるため、継続的に調査を行っていく必要があります。</p> <p>◆大庭城跡の魅力を十分に活かすため、史跡としての整備を検討する必要があります。</p>						
方針						
<p>◆武士にゆかりの藤沢郷土資源についての情報発信を強化し、認知度を高めます。</p> <p>◆大庭御厨の推定領域や大庭城跡において、適切に発掘調査等が実施されるよう、指導していきます。</p> <p>◆大庭城跡の魅力を十分に活かすため、史跡整備を見据えた調査の実施や説明板の更新・整備等を検討していきます。</p>						

「藤沢を駆けた武士たち」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1-1	★	継続的な現況調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を確認するための調査を行います。また、大庭城跡の範囲確認のための調査を検討します。	◎	○	○		○	R8-15
4-2-1		SNSによる情報発信の強化	大庭城跡や武士に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎	○	○	○	○	R8-15
4-4-1		講座・講演会等の開催	大庭城跡や藤沢にゆかりの武士に関する普及啓発のため、市民向けの講座や講演会等を開催します。	◎	○		○	○	R8-15
4-5-1		説明板や案内マップ等の整備	大庭城跡をはじめ各地に設置している文化財説明板等について、適宜修繕や更新を進めていきます。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎		○			R8-15
12-4-1		史跡の整備	大庭城跡をはじめとする史跡の持つ魅力をより視覚的に際立たせ、史跡への理解と集客性を高めるため、説明板の設置や遺構の復元などの整備を検討していきます。	◎					R8-15
12-6-1		観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎	○		○		R8-15
13-2-1		近隣自治体等との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、大庭城跡やゆかりの藤沢郷土資源について魅力向上や活用の促進を図ります。	◎	○	○			R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(2) 「信仰と観光の島、江の島」

概要

江の島は島そのものが藤沢郷土資源であり、島内に多くの藤沢郷土資源を内包しています。江の島の伝説は信仰を呼び、訪れる人々でにぎわいました。また、島に暮らす人々により行われる八坂神社の天王祭も特徴的です。近代以降も幅広い人々に愛されている江の島は、靈地と観光地の顔を併せ持つ、独特な土地といえます。

■江の島の自然

江の島は、片瀬海岸の沖合約500mの沖合に浮かぶ陸繫島で、岩屋として知られる海食洞などの海岸地形が観察できます。また、江の島を覆う常緑広葉樹林は、市内でも貴重な自然林で、一部に風衝樹形がみられます。人々に愛される江の島の景観は、多様な自然の営力により形作られました。

■江の島と伝説

江の島は古くから人々の信仰を集める島でした。江島神社に伝わる『江嶋縁起』に、552年（欽明13年）、天女の降臨とともに江の島が現れ、欽明天皇の勅命により島の南の洞窟に宮を建てたとあり、その後、役小角が修験場を開き、空海をはじめとする多くの僧が岩屋に籠り修行したと伝わります。江島神社には多くの藤沢郷土資源が伝わっており、境内には、『江嶋縁起』にも登場する良真という僧が持ち帰ったと伝わる「宋国伝来の碑」が残ります。

■江の島と武士

中世以降、江の島と弁才天は戦神として多くの武士の信仰を集めました。江島神社には、源頼朝が奉納したと伝わる鳥居や、北条時政の三ツ鱗の伝承など、武士にゆかりのある藤沢郷土資源が多く伝わっています。かつて総別当であった岩本院は、江戸時代に將軍や大名などの宿坊としても利用されました。所有する中世文書は江の島の歴史を物語ります。

■江の島と観光

江戸時代になると庶民の間にも弁財天信仰が広まり、旅の流行とも相まって江の島詣が盛んになりました。その様子は多くの浮世絵に描かれ、「江の島浮世絵」というジャンルが確立されています。藤沢宿と江の島を結ぶ江の島道には、江の島弁財天を厚く信仰した検校の杉山和一が、江の島弁財天道標を寄進したと传わります。幕末頃から、近海で採集したサクラガイなどの貝殻を用いた工芸品である貝細工が土産物として脚光を浴び、近年まで名産品として知られていました。

■江の島の民俗

江島神社の境内社である八坂神社で、江の島独自の夏祭り、天王祭が行われます。江戸時代以来の祭礼で、中でも鎮座の故事を再現する海上渡御は、クライマックスとして大きなにぎわいをみせます。また、神輿を先導して奏でられる江の島囃子は、チャルメラなどの特殊な楽器編成が特徴的で、県の重要無形民俗文化財に指定されています。

■江の島と外国人

近代には、江の島は外国人とも深い関わりを持ちます。大森貝塚を発見したことで有名なエドワード・S・モースは、多くの生物が観察できる江の島に臨海実験所を置きました。貿易商のサムエル・コッキングは、江の島を気に入り、頂上に自宅を建てたのち、1882年（明治15年）に植物園を作りました。彼の名にちなんだ江の島サムエル・コッキング苑内には、現在でもレンガ造りの温室遺構が残り、彼が海外から持ち込んだとされる貴重な植物も現存しています。

■江の島と開発

江の島への交通インフラが整備されると、江の島は観光地として一層にぎわい、島内の開発も進んでいきました。江の島シーキャンドルや江の島エスカーラ、東京オリンピックの誘致にともない整備された湘南港のヨットハーバーは、現在では江の島のシンボルとなっています。自然と伝統、そして開発が渾然一体となり、今の江の島を形作っています。

「信仰と観光の島、江の島」を構成する藤沢郷土資源

No.	名称	種類	指定等の状況
1	木造弁才天坐像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	国指定
2	太刀 銘 肥前国佐賀住河内大掾正広作	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	県指定
3	岩本院文書	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
4	江ノ島	記念物 遺跡・名勝地	県指定
5	江の島囃子	民俗文化財 無形の民俗文化財	県指定
6	江の島弁財天道標	有形文化財 建造物	市指定
7	青銅鳥居	有形文化財 建造物	市指定
8	八方睨みの亀の絵	有形文化財 美術工芸品（絵画）	市指定
9	江嶋縁起	有形文化財 美術工芸品（絵画）	市指定
10	紙本著色江嶋縁起絵巻	有形文化財 美術工芸品（絵画）	市指定
11	木造八臂弁財天坐像 附 木造十五童子立像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
12	木造妙音弁財天坐像	有形文化財 美術工芸品（彫刻）	市指定
13	真名本 江嶋縁起	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
14	江の島大絵図	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
15	江の島道入口鳥居の沓石	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
16	群猿奉賽像の庚申供養塔	民俗文化財 有形の民俗文化財	市指定

No.	名称	種類	指定等の状況
17	江の島天王祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
18	杉山和一の墓	記念物	遺跡 市指定
19	クックアロウカリ亞	記念物	動物・植物・地質鉱物 市指定
20	シマナンヨウスギ	記念物	動物・植物・地質鉱物 市指定
21	タイミンチク群	記念物	動物・植物・地質鉱物 市指定
22	岩本樓口ーマ風呂	有形文化財	建造物 国登録
23	江の島シーキャンドル	有形文化財	建造物 未指定
24	江の島エスカー	有形文化財	建造物 未指定
25	江の島島内出土の考古遺物	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 未指定
26	宋国伝来の碑	有形文化財	美術工芸品（歴史資料） 未指定
27	江の島を題材とした浮世絵	有形文化財	美術工芸品（歴史資料） 未指定
28	帆船やまゆり	有形文化財	美術工芸品（歴史資料） 未指定
29	貝細工	民俗文化財	有形の民俗文化財 未指定
30	江の島島内の石造物	民俗文化財	有形の民俗文化財 未指定
31	江の島の生業に関連する民俗資料	民俗文化財	有形の民俗文化財 未指定
32	岩屋	記念物	遺跡 未指定
33	モースの臨海実験所跡	記念物	遺跡 未指定
34	サムエル・コッキング温室遺構	記念物	遺跡 未指定
35	湘南港（江の島ヨットハーバー）	記念物	遺跡 未指定
36	1964年東京オリンピック聖火台	記念物	遺跡 未指定
37	2020年東京オリンピックモニュメント	記念物	遺跡 未指定
38	江島神社	記念物	遺跡 未指定
39	八坂神社	記念物	遺跡 未指定
40	江の島と周辺に生息する動植物	記念物	動物・植物・地質鉱物 未指定
41	江の島の自然地形	記念物	動物・植物・地質鉱物 未指定
42	陸繫砂州（トンボロ）	記念物	動物・植物・地質鉱物 未指定
43	聖天島	記念物	動物・植物・地質鉱物 未指定
44	仲見世通り	文化的景観	文化的景観 未指定
45	江嶋縁起	その他	伝承 未指定
46	北条時政の三ツ鱗伝承	その他	伝承 未指定
47	富士の人穴伝説	その他	伝承 未指定
48	稚児ヶ淵	その他	伝承 未指定
49	福石	その他	伝承 未指定
50	茶屋町	その他	地名 未指定
51	狛師町	その他	地名 未指定
52	龍ノ口	その他	地名 未指定
53	江の島道	その他	道 未指定
54	江ノ島電鉄	その他	道 未指定
55	小田急江ノ島線	その他	道 未指定
56	湘南モノレール	その他	道 未指定



No. 23 江の島シーキャンドル



No. 26 宋国伝来の碑



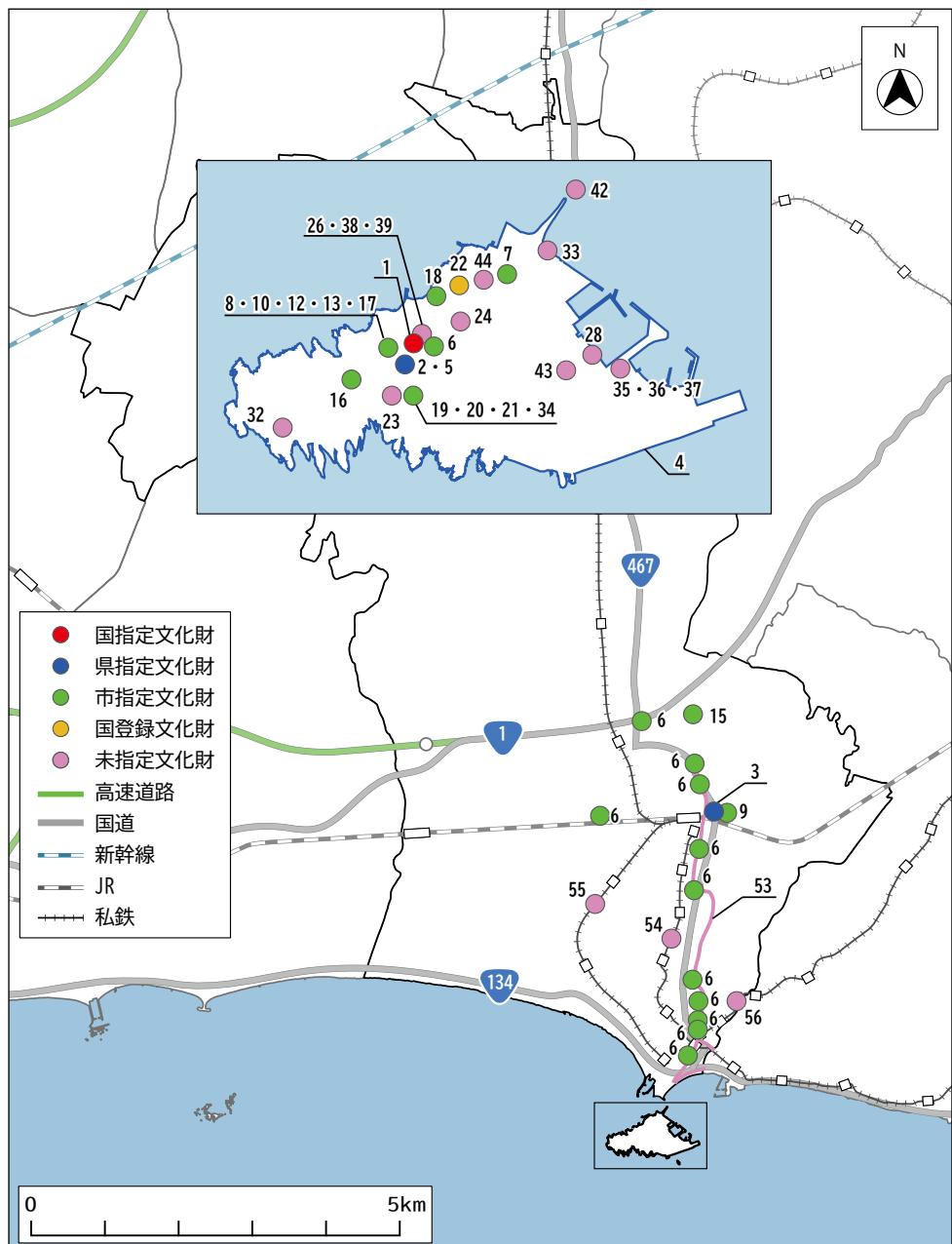
No. 27 江の島を題材とした浮世絵
(歌川広重「相州江之嶋弁才天開帳参詣群集之図」)



No. 35 湘南港 (江の島ヨットハーバー)



No. 41 江の島の自然地形



※図中の番号は、前表の番号と一致します。場所が特定できるもののみを掲載しています。

図21 「信仰と観光の島、江の島」を構成する藤沢郷土資源分布図

(国土数値情報〔行政区画、重要物流道路、鉄道〕を加工して作成)

「信仰と観光の島、江の島」に関する課題・方針

課題						
◆観光地としての側面が強調され、江の島の持つ歴史文化の魅力が十分に認知されていません。						
◆観光開発が優先され、藤沢郷土資源の持つ価値が損なわれないようにする必要があります。						
◆多くの観光客が訪れるため、藤沢郷土資源に影響が及んでいるおそれがあります。						
方針						
◆江の島の持つ歴史文化の魅力についての情報発信を強化し、認知度を高めています。						
◆観光開発や観光客の多さにより藤沢郷土資源の持つ魅力や価値が損なわれないよう、市内外への価値の周知や維持管理の推進などの取組を進めています。						

「信仰と観光の島、江の島」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1-2	★	継続的な現況調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を確認するための調査を行います。	◎	○	○		○	R8-15
4-2-2		SNSによる情報発信の強化	江の島に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎	○	○	○	○	R8-15
4-4-2		講座・講演会等の開催	江の島に関する普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎	○		○	○	R8-15
4-5-2		説明板や案内マップ等の整備	江の島島内に設置している文化財説明板等は、適宜修繕や更新を進めていきます。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎		○			R8-15
5-2-1		維持管理の推進	江の島や江の島に関連する指定等文化財の本来の魅力や価値を保つため、適切に維持管理がされるよう指導や助言を行っていきます。	◎	○				R8-15
12-6-2		観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、カルチャーツーリズムの視点を活かした観光誘客の強化を図ります。	◎	○		○		R8-15
13-2-2		近隣自治体等との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、江の島の魅力向上や活用の促進を図ります。	◎		○	○		R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(3) 「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」

概要

東海道の宿場町である藤沢宿は、参詣旅の流行などによって多くの人にぎわい、その様子は浮世絵にも多く描かれました。近代になると、商業の街として栄え、現在も所在する歴史的建造物や街道沿いの寺院は、江戸時代からの街並みの移り変わりを今に伝えています。

■宿場が置かれる前の藤沢

集落としての藤沢の発展の背景に、清淨光寺（遊行寺）の存在があります。1325年（正中2年）の創建以来、時宗の総本山として信仰を集めた清淨光寺の周辺には、時衆の人々が暮らし、のちに集落が発展する礎となりました。

戦国時代の戦火により清淨光寺は焼失しましたが、藤沢は小田原北条氏直属の職人衆が住まい、伝馬を負担する集落として発展していました。大鋸引の棟梁であった森家に伝わる森文書（市指定）や、常光寺の木造蓮華座（市指定）は、藤沢宿前夜の歴史を物語る重要な資料です。

■藤沢宿のにぎわい

藤沢宿のにぎわいは、信仰が大きく関わっています。江戸時代に江の島詣や大山詣りが流行すると、藤沢宿はその中継地として多くの旅人が行き来しました。また、藤沢宿の一大名所が、清淨光寺です。徳川家に厚く保護されていた清淨光寺は、特に各種行事の折に、周辺の村々からはもちろんのこと、江戸から多くの人々が訪れました。

藤沢宿のにぎわいは、多くの浮世絵にも描かれました。東海道に置かれた53の宿場をセットにした名所絵シリーズは、多くの絵師によって多彩に描かれました。江の島道の分岐に建つ江の島一の鳥居、大鋸橋と遊行寺本堂を要素として取り入れた浮世絵が多く描かれています。

■藤沢宿と伝説

小栗判官は、実在した人物と説話等から生まれたキャラクターで、人形淨瑠璃や歌舞伎の演目にもなり、「藤沢宿といえば小栗判官」と広く人々に親しまれました。長生院の伝小栗判官主従・照手姫墓域や小栗判官伝承関係資料（市指定）は、藤沢宿発展の要因の一つである小栗判官伝承を伝えます。

同じく藤沢宿に伝わる伝説に、義経伝説があります。鎌倉での首実検のあと浜に打ち捨てられた源義経の首が、川を遡り漂着したという伝説が残り、拾い上げた首を洗ったとされる伝義経首洗い井戸や、弁慶を祀る弁慶塚、義経を祭神として祀る白旗神社などがあります。

■宿場から商人の町へ

明治時代に宿駅制度が廃止されても、広範な流通の場として地の利があった旧藤沢宿は、卸売商等が軒を連ねる商人の町としてにぎわいました。高座郡役所や登記所が設置されたこともあり、隣接する鎌倉郡や三浦郡からの来町も多く、また八王子道を介して相模原や町田まで商圈としていました。江戸時代に発達した流通によって形成された藤沢宿と農村部の関わりもそのまま維持され、明治時代には30軒以上の米穀・肥料商がありました。関次商店（国登録）もその一つで、穀物蔵・肥料蔵が現存しています。

■藤沢宿の街並み

街道がもたらした交流の中で豊かな歴史文化が育まれていた藤沢宿ですが、江戸時代から度重なる大火に遭い、当時の様相を伝える歴史資料や建造物等の多くは失われてしまいました。しかし、街道沿いに今も残る寺院や間口の狭い敷地割りから往時の姿を偲ぶことができます。

明治時代に火災に強い土蔵造の店舗が軒を並べるようになり、「蔵の町」としての街並みが形成されました。関東大震災により多くは失われましたが、唯一現存する店蔵である、桔梗屋（国登録）の黒漆喰塗の外壁と観音開窓などの意匠は、かつての「蔵の町」の姿を物語っています。

「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」を構成する藤沢郷土資源

No.	名称	種類	指定等の状況
1	絹本着色後醍醐天皇御像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	国指定
2	絹本着色一遍上人絵伝	有形文化財 美術工芸品（絵画）	国指定
3	絹本着色一向上人像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	国指定
4	時衆過去帳	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	国指定
5	六時居讚・安食問答	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	国指定
6	藤沢敵御方供養塔	記念物 遺跡	国指定
7	絹本着色二河白道図	有形文化財 美術工芸品（絵画）	県指定
8	紙本着色遊行上人縁起絵巻	有形文化財 美術工芸品（絵画）	県指定
9	絹本着色一遍上人像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	県指定
10	紙本墨画淡彩一遍上人像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	県指定
11	清淨光寺の銅鐘	有形文化財 美術工芸品（工芸品）	県指定
12	時衆板碑	有形文化財 建造物	市指定
13	中雀門	有形文化財 建造物	市指定
14	青銅製燈籠	有形文化財 建造物	市指定
15	絹本着色二祖他阿真教像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	市指定
16	絹本着色太空上人像	有形文化財 美術工芸品（絵画）	市指定
17	増壹阿鉢経 卷第三十六	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
18	聖徳太子伝暦	有形文化財 美術工芸品（書跡・典籍）	市指定

No.	名称	種類	指定等の状況
19	森文書	有形文化財 美術工芸品（古文書）	市指定
20	木造蓮華座 附 木造聖観音立像	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
21	小栗判官伝承関係資料一括	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
22	江の島道入口鳥居の沓石	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	市指定
23	湯立神樂	民俗文化財 無形の民俗文化財	市指定
24	伝小栗判官主従・照手姫墓域	記念物 遺跡	市指定
25	大イチョウ	記念物 動物・植物・地質鉱物	市指定
26	常光寺の樹林	記念物 動物・植物・地質鉱物	市指定
27	桔梗屋 店蔵・主屋・文庫蔵	有形文化財 建造物	国登録
28	旧稻元屋呉服店 内蔵・一番蔵	有形文化財 建造物	国登録
29	清淨光寺	有形文化財 建造物	国登録
30	関次商店 穀物蔵・肥料蔵	有形文化財 建造物	国登録
31	旧石曾根商店 店舗兼主屋	有形文化財 建造物	国登録
32	東海道藤沢宿遺跡の考古遺物	有形文化財 美術工芸品（考古資料）	未指定
33	藤沢山日鑑	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	未指定
34	藤沢宿を題材とした浮世絵	有形文化財 美術工芸品（歴史資料）	未指定
35	旧藤沢宿地域所在の石造物	民俗文化財 有形の民俗文化財	未指定
36	旧藤沢宿地域の生業に関連する民俗資料	民俗文化財 有形の民俗文化財	未指定
37	伝源義経首洗井戸	記念物 遺跡	未指定
38	弁慶塚	記念物 遺跡	未指定
39	遊行寺坂	記念物 遺跡	未指定
40	清淨光寺	記念物 遺跡	未指定
41	諏訪神社	記念物 遺跡	未指定
42	感應院	記念物 遺跡	未指定
43	常光寺	記念物 遺跡	未指定
44	妙善寺	記念物 遺跡	未指定
45	永勝寺	記念物 遺跡	未指定
46	莊厳寺	記念物 遺跡	未指定
47	白旗神社	記念物 遺跡	未指定
48	鼻黒稻荷	記念物 遺跡	未指定
49	船玉神社	記念物 遺跡	未指定
50	旧藤沢宿地域	伝統的建造物群	未指定
51	小栗判官伝説	その他 伝承	未指定
52	義経伝説	その他 伝承	未指定
53	大鋸	その他 地名	未指定
54	大久保町	その他 地名	未指定
55	坂戸町	その他 地名	未指定
56	陣屋小路	その他 地名	未指定
57	御殿辺	その他 地名	未指定

No.	名称	種類	指定等の状況
58	本陣跡	その他	地名
59	脇本陣跡	その他	地名
60	問屋場跡	その他	地名
61	白旗横町	その他	地名
62	東海道	その他	道
63	江の島道	その他	道
64	大山道	その他	道
65	鎌倉道	その他	道
66	厚木道	その他	道
67	八王子道	その他	道



No. 20 木造蓮華座 附 木造聖観音立像
(常光寺)



No. 27 桔梗屋 店蔵・主屋・文庫蔵



No. 34 藤沢宿を題材とした浮世絵
(歌川広重「東海道五拾三次之内 藤沢」)



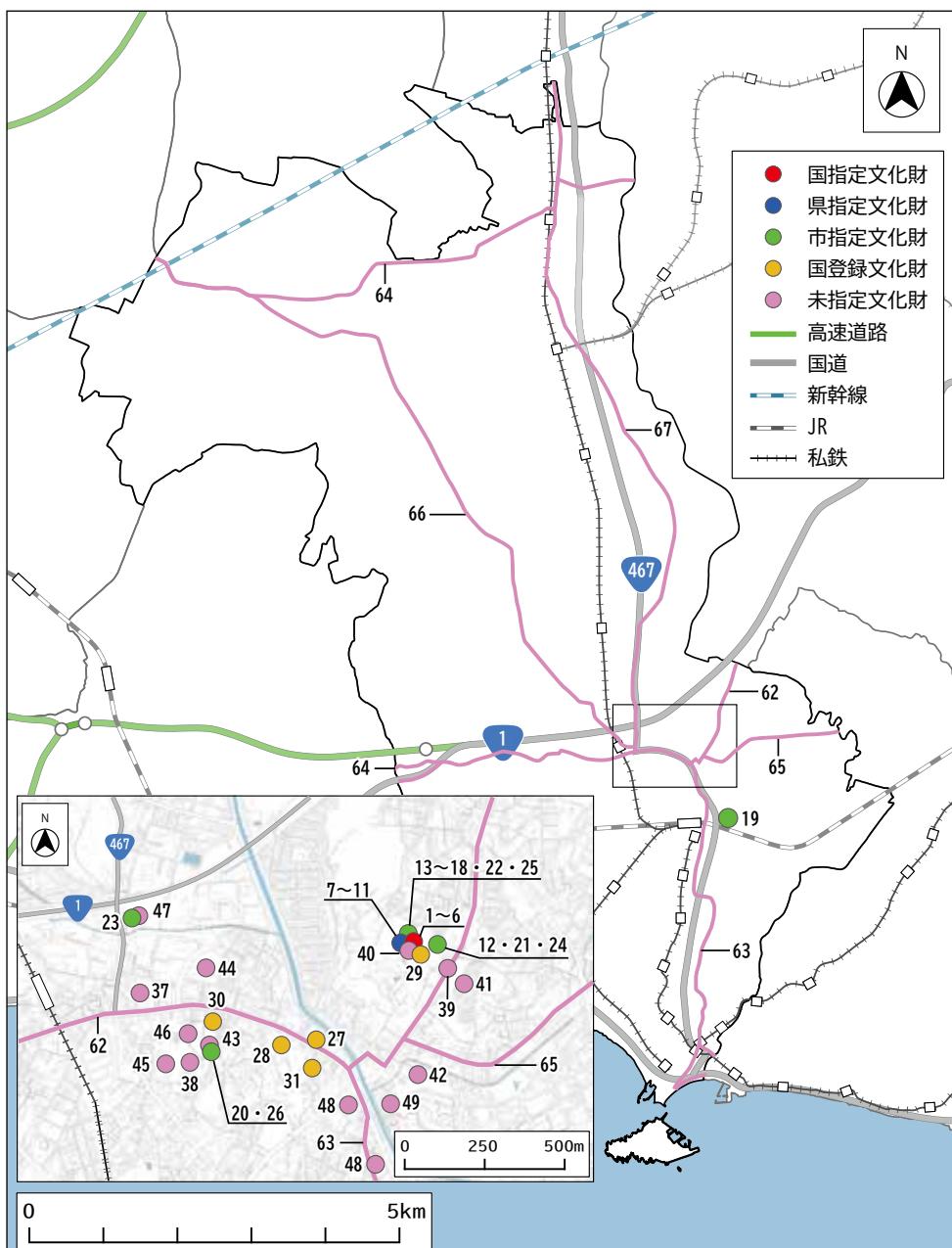
No. 47 白旗神社



No. 50 旧藤沢宿地域



No. 50 旧藤沢宿地域（右奥：桔梗屋）



※図中の番号は、前表の番号と一致します。場所が特定できるもののみを掲載しています。

図22 「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」を構成する藤沢郷土資源分布図
(国土数値情報〔行政区画、重要物流道路、鉄道〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成)

「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」に関する課題・方針

課題						
◆かつての藤沢宿の様子を今に伝える藤沢郷土資源が少なく、魅力が十分に認知されていません。						
◆藤沢宿に関連する藤沢郷土資源が点在しているため、一体的な活用を行いづらい環境があります。						
◆歴史的建造物を活用した藤沢宿の魅力づくりが十分に行われていません。						
方針						
◆旧藤沢宿地域に点在する藤沢郷土資源の魅力についての情報発信を強化し、認知度を高めています。						
◆点在する藤沢郷土資源の一体的な活用をめざし、案内マップ等の整備を検討します。						
◆歴史的建造物を活用した藤沢宿の魅力づくりを進めていくため、調査や整備を進めています。						

「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1-3	★	継続的な現況調査の実施	ふじさわ歴史ストーリーを構成する藤沢郷土資源の現状を確認するための調査を行います。	◎	○	○		○	R8-15
4-2-3		SNSによる情報発信の強化	藤沢宿に関連する藤沢郷土資源の魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎	○	○	○	○	R8-15
4-4-3		講座・講演会等の開催	藤沢宿の歴史文化の普及啓発を図るため、市民向けの講座や講演会等を開催していきます。	◎	○		○	○	R8-15
4-5-3		説明板や案内マップ等の整備	旧藤沢宿に設置している文化財説明板等について、適宜修繕や更新を進めています。また、ふじさわ歴史ストーリーの案内マップ等について、作成を検討していきます。	◎		○			R8-15
11-2-1	★	保存活用計画の作成支援	保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点から効果的な取組が進められるよう保存活用計画の作成を支援していきます。	◎	○				R8-15
11-3-1		歴史的建造物の新たな活用方法等の検討	旧藤沢宿周辺に点在する歴史的建造物が有する歴史的価値を活かし、ビジネス手法を取り入れた効果的な活用等を支援します。また、活用に向けた規制緩和等の措置も検討していきます。	◎	○		○		R8-15
12-6-3		観光誘客の強化	ふじさわ歴史ストーリーを活用し、本市の歴史文化の特徴を伝えることで、観光誘客の強化を図ります。	◎	○		○		R8-15
13-2-3		近隣自治体等との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、江の島の魅力向上や活用の促進を図ります。	◎		○	○		R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

(4) 「日々の営みと人々の祈り」

概要

多様な生業によって支えられた日々の営みのなかで、人々は伝統文化・慣習として多くのものを現在まで伝えています。また、社寺を中心に行われる祭りには、人々のさまざまな祈りが込められています。

■日々の営みの中で生み出されたもの

台地や砂丘、海や川など、多彩な地理的特徴によって生まれた多様な生業は、人々による日々の営みを支えてきました。そうした日々の営みのなかで、人々は伝統文化・慣習として多くのものを現在まで伝えています。

藤沢の信仰用具コレクション（県指定）は、しめ縄や戸口飾りなど、正月に家の出入口や神棚などを飾る信仰用具です。相模のささら踊り（県指定）は、江戸時代から相模地方の農村に伝わってきた盆踊りで、竹で作られた楽器「びんざら」や太鼓を鳴らしながら、女性が揃いの浴衣を着て踊るのが特徴です。県内には八つの継承団体があるなか、市内では葛原と遠藤の2団体が活動を行っています。遠藤焼米つき唄・臼ひき唄（市指定）は、農作業にともなう労働歌の一つで、神奈川県と東京都の南部に限定的に分布します。同じく労働歌では、藤沢とび職木遣（市指定）があります。本市域における木遣は、江戸木遣の影響を多分に受けているもので、伝統ある形式を今に伝えています。片瀬餅つき唄（市指定）は、元禄年間から伝わるという片瀬の年末行事として唄われてきた民謡です。

■信仰と祭り

本市において、多くの人々の信仰を集めたのは、江の島の弁財天信仰と清浄光寺（遊行寺）ですが、そのほかにも多数の社寺があります。こうした社寺のもと行われた儀式が祭りです。現在でも、夏祭りの縁日や盆踊りなどが各地域で行われていますが、社寺を中心に行われる祭りには、五穀豊穣や祖靈の安寧、家内安全、疫病退散など、人々のさまざまな祈りが込められています。

江の島天王祭（市指定）は、江島神社境内社の八坂神社の祭りで、江の島囃子（県指定）を筆頭にして行列や神輿渡御が行われます。祭囃子は、藤沢諏訪神社の西富ばやし（市指定）や川名御靈神社の川名屋台ばやし（市指定）、下土棚白山神社の下土棚祭ばやし（市指定）など、市内各地の祭りで祭囃子が奏でられています。鵠沼皇大神宮例大祭は、湯立神樂（市指定）が演じられるなか、9基の人形山車（市指定）が巡行する姿には人々のにぎわいが感じられます。人形山車はほかにも辻堂諏訪神社の4基（市指定）もあります。

「日々の営みと人々の祈り」を構成する藤沢郷土資源

No.	名称	種類	指定等の状況
1	藤沢の信仰用具コレクション	民俗文化財	有形の民俗文化財 県指定
2	鵠沼皇大神宮人形山車 9 基	民俗文化財	有形の民俗文化財 市指定
3	辻堂諏訪神社人形山車 4 基	民俗文化財	有形の民俗文化財 市指定
4	片瀬こま	民俗文化財	有形の民俗文化財 未指定
5	相模のささら踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財 県指定
6	江の島囃子	民俗文化財	無形の民俗文化財 県指定
7	遠藤焼米つき唄・臼ひき唄	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
8	藤沢とび職木遣（含梯子のり、纏ふり）	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
9	片瀬餅つき唄	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
10	江の島天王祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
11	西富ばやし	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
12	川名屋台ばやし	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
13	下土棚祭ばやし	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
14	湯立神楽	民俗文化財	無形の民俗文化財 市指定
15	鵠沼皇大神宮例大祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定
16	辻堂諏訪神社例大祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定
17	御嶽神社例祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定
18	片瀬諏訪神社例大祭	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定
19	遊行の盆	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定
20	龍口法難会	民俗文化財	無形の民俗文化財 未指定



No. 1 藤沢の信仰用具コレクション



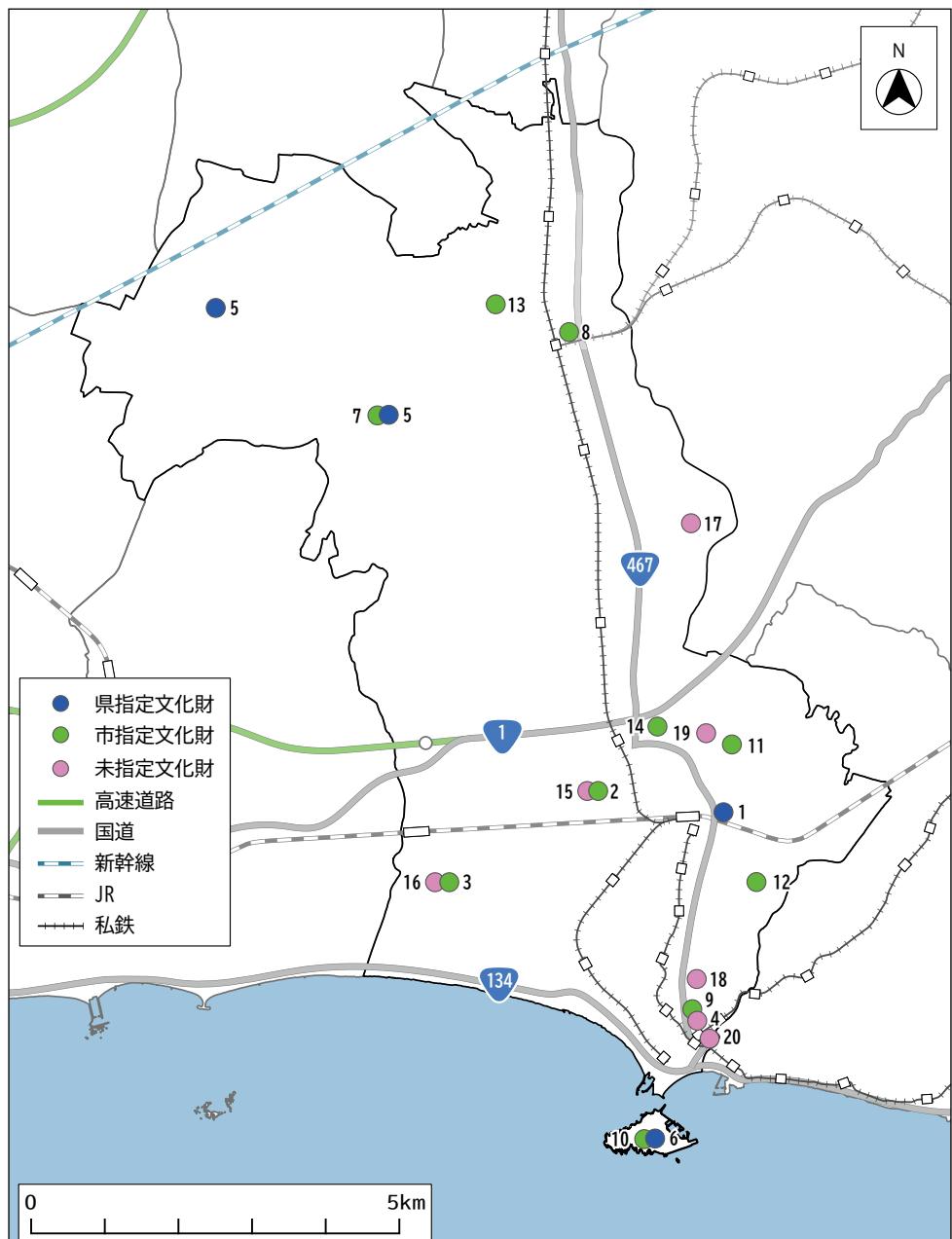
No. 3 辻堂諏訪神社人形山車 4 基



No. 5 相模のささら踊り



No. 14 湯立神楽



※図中の番号は、前表の番号と一致します。場所が特定できるもののみを掲載しています。

図23 「日々の営みと人々の祈り」を構成する藤沢郷土資源分布図

(国土数値情報【行政区域、重要物流道路、鉄道】を加工して作成)

「日々の営みと人々の祈り」に関する課題・方針

課題						
<p>◆各地で行われる祭礼・行事等の現状が確認できていません。</p> <p>◆祭礼・行事等が持つ本来の意味が伝承されず、薄れつつあります。</p> <p>◆高齢化や関係の希薄化等から、祭礼・行事等への参加者が減少し、担い手が不足しています。</p>						
方針						
<p>◆祭礼・行事等に関する情報発信を強化し、関連する生業や信仰などとあわせて、その祭礼・行事等が持つ本来の意味や魅力をわかりやすく伝えます。</p> <p>◆祭礼・行事等の現状を確認し、継承する団体を支援することで、後世へつなげていきます。</p>						

「日々の営みと人々の祈り」に関する取組

No.	重点取組	主な取組	取組内容	実施主体					実施期間
				行政	所有	市民	団体	教育	
2-1-4	★	継続的な現況調査の実施	祭礼や行事等の現状を確認するための調査を行います。経年変化などを確かめながら、その変化の有無に関係なく記録簿を作成します。	◎	○	○		○	R8-15
4-2-4		SNSによる情報発信の強化	祭礼や行事等が持つ本来の意味や魅力などの情報をより幅広い層に届けるため、SNSによる情報発信を行います。	◎	○	○	○	○	R8-15
9-4-1	★	無形の民俗文化財の活動支援	歴史ある祭礼や行事等を継承する保存会や自治会等を支援し、将来にわたって継続できるよう、それに資する民俗文化財の登録をめざしていきます。	◎	○	○	○		R8-15
13-2-4		近隣自治体等との連携強化	近隣自治体や関連施設との連携を強化し、回遊性を意識した取組を行うことで、祭礼・行事等の魅力向上を図ります。	◎		○	○		R8-15

※第6章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

第8章

藤沢郷土資源の保存・活用に関する執行体制

第8章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する執行体制

1 体制整備の方針

本市における藤沢郷土資源の保存・活用を推進していくためには、文化財保護行政を所管する部署だけではなく、市関係部局、所有者・管理者、市民、関係団体及び教育機関等のマルチパートナーシップによって、相互に連携を図り取組を進めていく必要があります。

それに加え、同様の課題を抱える他市町村とも手を携え、また必要に応じて国や県などからの指導・助言を受けることで、より効果的な取組とします。

こうして、さまざまな主体が連携し積極的に関わることで、藤沢郷土資源の保存・活用を実現することができると言えます。

2 実施主体

(1) 行政機関

ア 文化財所管課

本市における文化財保護行政は、生涯学習部郷土歴史課が所管しています。郷土歴史課には文化財担当と郷土文化推進担当があり、それぞれの担当が連携しながら、次の業務を行っています。

文化財行政所管課		主な業務内容
生涯学習部	郷土歴史課	<p>(1) 文化財の保護に関すること。 (2) 地名の研究に関すること。 (3) 歴史資料の整理保管及び公開活用に関すること。 (4) 郷土文化事業の推進に関すること。 (5) 歴史的資源の活用に関すること。 (6) ふじさわ宿交流館に関すること。 (7) 指定管理者に対する運営指導 (8) 藤澤浮世絵館に関すること。</p> <p>【職員数】 24人 課長1人 文化財担当10人 <うち学芸員7人（考古5人、近世史1人、民俗1人）> 郷土文化推進担当13人 <うち藤澤浮世絵館学芸員5人></p>

イ 市関係部局との連携

本計画において連携して取組を進めていく主な市関係部局は次のとおりです。

関連部局名	取組内容	
防災安全部	防災政策課	防災対策等
市民自治部	市民自治推進課	鵠沼橋市民の家（旧後藤医院鵠沼分院）、チーム FUJISAWA2020
	市民相談情報課（文書館）	歴史資料の保存及び活用
生涯学習部	生涯学習総務課	藤沢郷土資源を活用した生涯学習講座
	文化芸術課	藤沢市アートスペースと藤沢市藤澤浮世絵館との連携事業
経済部	産業労働課	藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業
	観光課	藤沢郷土資源を活用した観光誘客
	農業水産課	食文化の伝承
計画建築部	街なみ景観課	桔梗屋の保存及び活用、旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助事業
都市整備部	公園課	大庭城跡、新林公園（旧小池邸、旧福原家長屋門）の保存及び活用
	みどり保全課	緑の保全等
消防局	予防課	防火対策等
教育委員会	教育総務課	教育行政との連携

ウ 藤沢市文化財保護委員会

行政機関ではありませんが、藤沢郷土資源の保存及び活用に関する市長の諮問に応じ、意見を述べるための機関です。

エ 神奈川県

神奈川県及び神奈川県が所管する博物館等との連携を図ります。

（2）所有者・管理者

藤沢郷土資源の所有者・管理者には、社寺、保存会、個人など、さまざまな主体があります。それぞれが置かれている現状や課題等は異なりますが、藤沢郷土資源を愛し、後世へと継承していくという使命は同じだと考えます。これまで個々による取組が多くみられましたが、今後は行政だけではなく、さまざまな主体と連携した取組が求められます。

（3）市民

市民によるさまざまな活動により、藤沢郷土資源の保存・活用が図られています。

明治郷土史料室や鵠沼郷土資料展示室では、市民ボランティアが主体的に地域の歴史・文化等を紹介しています。

また、藤沢郷土資源やその説明板等を巡回し把握する藤沢市文化財保護推進員や民俗資料を整理するためのボランティアは、行政による取組を支援しています。

そして、自治会町内会や各地区郷土づくり推進会議は、藤沢郷土資源の保存・活用を目的に組織された団体ではありませんが、地域に根差した活動を行う中で藤沢郷土資源の保存・活用に寄与する取組が期待できます。

(4) 関係団体

本市には、藤沢郷土資源に関連する団体として、地名を通して藤沢郷土資源等を学び後世へと伝えていく藤沢地名の会、考古学に関する調査研究や普及啓発等を行う湘南考古学同好会、ガイド案内によって歴史や文化を伝える江の島・藤沢ガイドクラブなど、さまざまな団体があります。

そして、今後より一層の保存・活用を推進していくため、従来にはなかった団体との連携も必要となります。藤沢商工会議所や藤沢市観光協会などの経済団体、電車・バス等の交通事業者等との連携は、新たな取組を行っていくうえで必要不可欠です。また、市内に立地する企業等の中には、先端技術を有するところも数多くあることから、こうした企業とも連携を図ります。

こうしたさまざまな団体は、それぞれの立場や専門的知識、ノウハウを活かしながら、情報共有や意見交換等を行い、ネットワークを構築したうえで連携した取組が期待できます。そして、行政はそれぞれの団体をマルチパートナーシップのもとリンクさせる役割が求められます。

(5) 教育機関等

藤沢郷土資源を保存・活用するための取組を将来にわたり進めていくためには、人材の育成は不可欠です。教育機関として、市内にある小学校や中学校、高校、大学等では、若い世代に藤沢郷土資源や歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。また、市内にある大学等の研究機関では、藤沢郷土資源に関する調査研究が行われています。

こうした教育機関等と連携を図ることで、藤沢郷土資源を未来へ継承していくことができます。

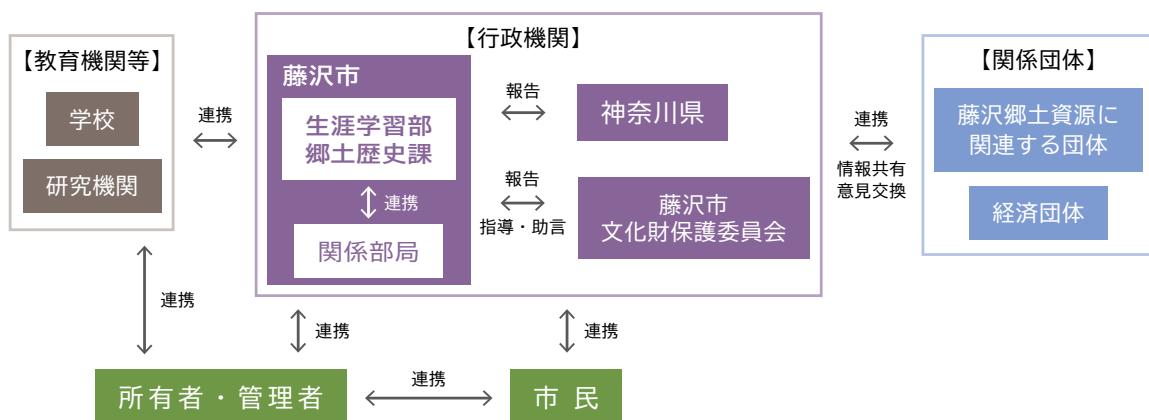


図24 執行体制

3 計画の評価と進行管理

本計画では、P D C Aサイクルを活用し、計画に位置付けている取組等の進捗状況や成果の把握を行います。P D C Aサイクルの運用にあたっては、藤沢郷土資源の保存・活用に向けて定めた将来像や三つの基本目標ごとに設定した具体的な取組等の進捗状況について、毎年度点検、自己評価を行ったうえで、令和8年度に新たに設置する「(仮称) 藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会」において協議し、次年度以降の取組に活かします。

また、「(仮称) 藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会」には、藤沢郷土資源の保存・活用に取り組むさまざまな主体が参画し、各取組の旗振り役を担うとともに、実行役としても積極的に取り組んでいき、相互に連携し、情報共有も図ります。

表13 指標及び目標値

基本目標	指標及びその説明	参考値 令和6年度	目標値 令和15年度
【しる】 ～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～	SNS (Instagram, X, Facebook等) の合計投稿数	255回	400回
【まもる】 ～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～	小学生を対象とした講座等の参加者数	3,446人	4,000人
【いかす】 ～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～	藤沢市ふじさわ宿交流館における来館者数	22,372人	30,000人

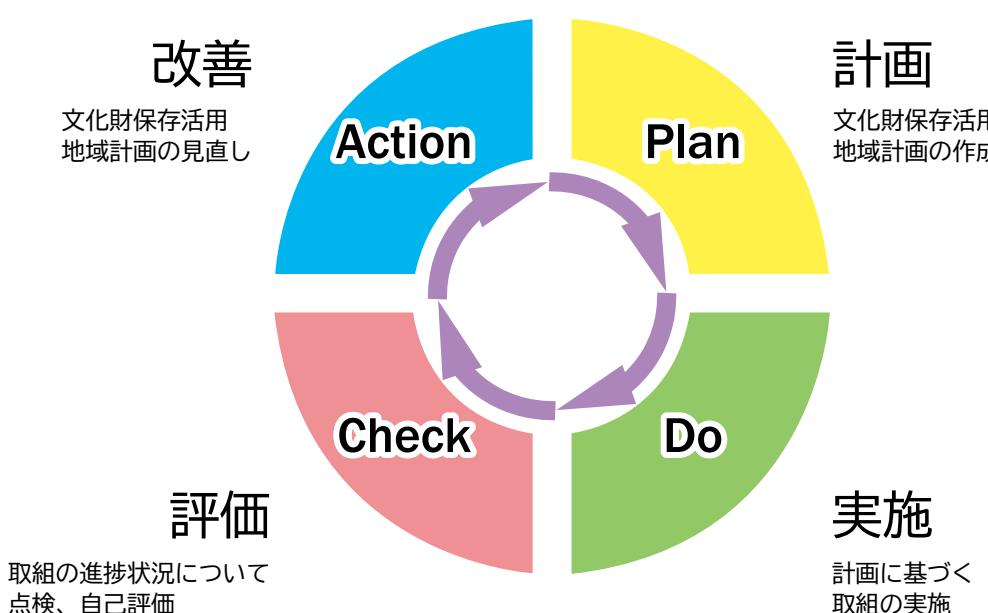


図25 P D C Aサイクル図

— 資料編 —

1 藤沢市文化財保護委員会

(1) 名簿

役職	氏名	所属等	専門分野
職務代理	伊藤 一美	葉山町文化財保護委員	歴史
	大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築
	川口 徳治郎	元神奈川県立歴史博物館学芸部長	考古
	川地 啓文	元藤沢市立駒寄小学校校長	自然
委員長	鈴木 良明	前鎌倉国宝館館長	歴史・宗教史
	矢島 律子	鶴見大学文学部教授	美術工芸

(2) 開催日

令和6年度第2回 2024年9月30日

令和6年度第4回 2025年1月20日

令和6年度第5回 2025年3月17日

令和7年度第1回 2025年5月19日

令和7年度第2回 2025年7月28日

令和7年度第3回 2025年9月22日

令和7年度第4回 2025年11月17日

令和7年度第5回 2026年1月19日

(3) 藤沢市文化財保護条例及び藤沢市文化財保護条例施行規則（一部抜粋）

○藤沢市文化財保護条例

昭和35年7月1日条例第9号

改正

昭和38年7月1日条例第1号

平成15年3月28日条例第39号

平成17年2月28日条例第40号

令和6年12月19日条例第42号

藤沢市文化財保護条例（一部抜粋）

（文化財保護委員会の設置等）

第11条 文化財の保存及び活用に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べるため、藤沢市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は6人とし、文化財について専門の学識経験者のうちから市長が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

○藤沢市文化財保護条例施行規則

令和7年3月28日規則第49号

藤沢市文化財保護条例施行規則（一部抜粋）

（委員長等）

第10条 条例第11条に規定する藤沢市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第11条 委員会の会議は、市長の要請に基づいて、委員長が招集する。ただし、委員長及び職務代理者が選出されていないときは、市長がこれを行う。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（結果報告）

第12条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議結果を市長に報告しなければならない。

2 藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会

(1) 名簿

役職	氏名	所属等	分野
会長	鈴木 良明	藤沢市文化財保護委員会 会長 藤澤浮世絵館運営委員会 委員長	法183条の9 第2項 第4号 (学識経験者)
	淺田 弘憲	宗教法人 養命寺 代表役員	法183条の9 第2項 第4号 (文化財の所有者)
	遠山 元浩	宗教法人 清淨光寺 (遊行寺宝物館 館長)	法183条の9 第2項 第4号 (文化財の所有者)
	堀崎 壮	宗教法人 江島神社 権禰宜	法183条の9 第2項 第4号 (文化財の所有者)
副会長	韓 準祐	多摩大学 准教授	法183条の9 第2項 第4号 (学識経験者)
	阿由葉 圭介(～令和7年1月) 関口 純(令和7年1月～)	江ノ島電鉄株式会社 総務部 総務課長	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	田中 誠実	藤沢商工会議所 事務局次長兼経営支援部長	法183条の9 第2項 第4号 (商工関係団体)
	古田 尚洋	(公社)藤沢市観光協会 総務課長	法183条の9 第2項 第4号 (観光関係団体)
	酒井 郁子	藤沢地名の会	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	須田 英一	湘南考古学同好会 会長	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	洞 誠	藤沢市文化財保護推進員	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	三村 信	江の島・藤沢ガイドクラブ	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	小澤 明雄(～令和7年5月) 千葉 雄一(令和7年5月～)	藤沢市立中学校校長	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)
	河内 幸恵(～令和7年5月) 堀部 恵(令和7年5月～)	藤沢市立小学校校長	法183条の9 第2項 第4号 (その他市町村が必要と認める者)

(2) 開催日

- 第1回 2024年7月22日
- 第2回 2025年1月20日
- 第3回 2025年5月19日
- 第4回 2025年7月16日
- 第5回 2025年8月29日
- 第6回 2025年10月10日
- 第7回 2026年1月16日

(3) 藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

制定 令和6年5月1日
改正 令和7年4月1日

(設置)

第1条 市域に所在する文化財を地域社会総がかりで次世代へ確実に継承することを目的とした、保存及び活用に関する総合的かつ計画的な取組を推進するに当たり、藤沢市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に必要な事項を協議するため、藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 文化財保護委員会
- (2) 文化財の所有者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係機関または関係団体の代表者等
- (5) その他市長が必要と認める者

3 オブザーバーとして庁内関係各課及び神奈川県教育委員会の職員に会議への出席をもとめるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は藤沢市文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受ける日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習部郷土歴史課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。